

掛川市条例第72号

掛川市簡易水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市簡易水道条例の一部を改正する条例

掛川市簡易水道条例（平成17年掛川市条例第180号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(料金) 第3条 簡易水道の料金は、1月につき、 <u>松葉簡易水道、泉簡易水道及び大和田簡易水道にあつては別表第1の基本料金の欄に掲げる額と同表の従量料金の欄に掲げる額との合計額に100分の105を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、萩間簡易水道及び居尻簡易水道にあつては別表第2に掲げる区分により算定した基本料金及び従量料金の合計額とする。</u>	(料金) 第3条 簡易水道の料金は、1月につき、 <u>別表に掲げる区分により算定した基本料金及び従量料金の合計額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u>

別表第1を次のように改め、同表を別表とする。

別表（第3条関係）

簡易水道の名称	基本料金		従量料金（1立方メートルにつき）		
	基本水量又は口径	金額	使用水量	金額	
萩間簡易水道及び居尻簡易水道	メーターの口径が20ミリメートル以下	8立方メートルまで	1,080円	8立方メートルを超え25立方メートルまでの分	180円
				25立方メートルを超え50立方メートルまでの分	195円43銭
				50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	210円85銭
				100立方メートルを超える分	221円15銭
	メーターの口径が25ミリメートル以上	25ミリメートル	1,440円	8立方メートルまでの分	108円
		30ミリメートル	2,057円15銭	8立方メートルを超え25立方メートルまでの分	180円
		40ミリメートル	3,702円86銭		
		50ミリメートル	5,862円86銭	25立方メートルを超え50立方メートルまでの分	195円43銭
		75ミリメートル	13,371円43銭	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	210円85銭
		100ミリメートル	23,657円15銭		
150ミリメートル	51,428円57銭	100立方メートルを超える分	221円15銭		
松葉簡易水道	一般家庭用	10立方メートルまで	1,620円	10立方メートルを超える分	64円80銭
泉簡易水道	一般家庭用	10立方メートルまで	1,620円	10立方メートルを超える分	75円60銭
大和田簡易水道	一般家庭用	20立方メートルまで	1,944円	20立方メートルを超える分	16円20銭
	営農用	20立方メートルまで	1,080円	20立方メートルを超える分	16円20銭

別表第2を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市簡易水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している簡易水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である簡易水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。